

ビジネス・ブレイクスルー大学における競争的資金の間接経費使用に関する基本方針

1. 基本方針の趣旨

この基本方針は、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成 13 年 4 月 20 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、ビジネス・ブレイクスルー大学（以下、「本学」という。）が被配分機関となる競争的資金の間接経費（以下、「間接経費」という。）の執行にかかる基本方針を定める。

2. 定義

（1）「競争的資金」とは資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し研究者等に配分する文部科学省科学研究費助成事業等の研究開発資金である。

（2）「配分機関」とは、競争的資金の制度を運営し、競争的資金を研究機関又は研究者に配分する機関をいう。

（3）「被配分機関」とは、競争的資金を獲得した研究機関または研究者の所属する研究機関をいう。

（4）「直接経費」とは、競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関または研究者が使用する経費をいう。

（5）「間接経費」とは、直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費をいう。

3. 利用方針

競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を、直接経費に対する一定比率で間接経費として競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用し、競争的資金をより効果的・効率的に活用し、研究の質の向上に努めるものとする。

4. 間接経費の金額

間接経費の金額は、原則として直接経費の 30%に相当する額とする。ただし配分機関による特別な定めがある場合は、それに従う。

5. 間接経費の使途

間接経費は、被配分機関における研究実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として手当する必要がある。研究者の所属する研究機関に対して配分されることを踏まえ、間接経費総額を大学全体の研究機能向上のための管理部門に係る管理事務の必要経費（人件費、公的研究費内部監査費用、本学に所属する研究者に対する研修費用、本学の図書館に配架すべき教育研究上必要な書籍に係る費用、その他研究管理に必要な事務用品等に係る費用 等）として使用する。

6. 実績報告書の提出

毎年度の間接経費の執行状況について、「競争的資金に係る間接経費実績報告書」を大学事務局担当者が作成し、事務総長の承認を経て、定められた期日までに文部科学省等競争的資金を所轄する省庁に提出する。

7. 事務の所管

間接経費の執行に係る事務は、大学事務局が担当する。

8. 改廃

この基本方針の改廃を行う際は、大学協議会の審議を経て、事務総長がこれを行う。

この基本方針は、平成 28 年 7 月 6 日から施行する。